

四国地方整備局 オープンカウンター方式試行実施要領

総務部 契約課

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約(以下、「少額随意契約」という。)において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積あわせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積あわせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)第99条第2号から第7号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とします。

(参加資格)

第3条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積あわせに参加する者に必要な資格は、他に定めるものの他は、次の各号のとおりとします。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、四国地域の競争参加資格を有する者、又は当該参加資格を有しない者で証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に掲載された者であること。
※ ただし、競争性向上が見込まれるなどの場合には、過去の実績等により十分な履行能力があることを証明した者の参加を認める場合がありますので、必ず見積に関する条件を確認してください。
- ③ 発注事務所において指定する地域の営業拠点(本店、支店又は営業所)を有する者であること。
- ④ 四国地方整備局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積の方法)

第4条 見積に関する諸条件については以下のとおりとします。

- 1 オープンカウンター方式見積あわせを行うときは、当該調達事務所に掲示及びホームページで閲覧に供する。
- 2 見積に関する諸条件は、見積依頼書(様式1)、仕様書、設計書及び見本(以下、「仕様書等」という。)により提示します。
- 3 仕様書等の交付は、契約担当課の窓口にて、参加者が仕様書等受領書(様式2)に必要事項を記入のうえ提出した後に行います。
なお、当分の間は、希望があれば仕様書等をファックスにて送付します。
- 4 見積書(様式3)の提出は、本実施要領及び仕様書等熟読のうえ、契約担当課窓口にて提出して下さい。
- 5 郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出も認めます。ただし、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効となります。一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認められません。
- 6 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。
- 7 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に契約担当課まで申し出て下さい。申し出のない規格外の物品の納入は認められません。

(見積合わせ)

第5条

1 見積参加者の立会

見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際の見積参加者の立会は求めません。ただし、立会を希望する場合は見積書提出時にその旨申し出てください。

2 落札者の決定

有効な見積を行ったもののうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、売り払いの場合は最高の、購入、製造その他の契約においては最低の見積を行った者を契約の相手方とします。

3 くじ引き

見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2人以上あるときはくじ引きで決定します。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知しますが、参加できない場合は該当事務所の契約事務に関係のない職員が、代わってくじを引くことになります。

(見積合わせの不調)

第6条

1 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。

2 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積が無い場合は、そのオープンカウンター方式見積合わせは成立しないこととなります。その場合は別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがあります。

(見積合わせの結果)

第7条

1 見積合わせの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

(見積合わせの注意事項)

第8条

1 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為は行ってはいけません。

2 以下の項目に該当する見積は無効となります。

- ・参加する資格の無いものが行った見積。
- ・件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書又は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- ・同一人の見積で金額の異なる2通以上の見積書全部
- ・公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
- ・金額を訂正した見積書
- ・郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに、到達しなかった見積書
- ・仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。

4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。

5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

6 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。

7 契約保証金については、これを免除とします。

8 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

様式1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
松山河川国道事務所長 〇〇 〇〇

見 積 依 頼 書

下記事項について見積書を提出願います。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 件 名 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 2. 履行又は納入期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3. 履行又は納入場所 | 松山河川国道事務所 |
| 4. 見積書提出場所 | 松山河川国道事務所 経理課 |
| 5. 見積書提出日時(締切) | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 |
| 6. 見積合わせ日時 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 |
| 7. その他 | (1) 郵便等及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。
(2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
(3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
(4) 本件参加にあつては、「四国地方整備局 オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読すること。
(5) 仕様書を受理した者のうち、上記5. に示す提出日時までに見積書を提出しない場合は、本件への見積合わせを辞退したものと見なします。
(6) 本件の仕様に関する質問は、松山河川国道事務所経理課に問い合わせてください。 |

様式2

仕様書等受領書

件名

【受領記録欄】

申請者の住所	
氏名(法人等名)	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	

- 注 1 仕様書等の受領を希望する者は、このカードに必要事項を記入のうえ、
松山河川国道事務所 経理課 契約係に提出してください。
- 2 電話番号・FAX番号は、確実に連絡の取れる番号を記入してください。

経理課確認印

--

